

国家公務員の総人件費改革の取組状況 <平成21年度政府予算ベース>

平成21年3月

	取組概要	平成17年度時点	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度までの純減方針
国の行政機関	<p>○国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間で5%以上純減(「行政改革の重要方針」、「行政改革推進法」)</p> <p>○国の行政機関の定員(332,034人)を平成18年度から22年度までの5年間で18,936人(5.7%)以上純減(「国の行政機関の定員の純減について」)</p>	332,034人	<p>純減数 ▲1,502人</p>	<p>①増員数 (5,907人) ②減員数 (▲8,036人) ③差し引き純減数(▲2,129人)</p> <p>※ 配置転換の取組の初年度となる平成19年度については、748人の配置転換を実施。</p> <p>[減員の内訳] ・農林統計 ▲555人純減 ・食糧管理 ▲499人純減 ・北海道開発 ▲179人純減 ・社会保険庁 ▲277人純減 ・ハローワーク・労働保険(労災) ▲410人純減 ・登記・供託 ▲228人純減等</p>	<p>①増員数 (5,950人) ②減員数 (▲10,072人) ③差し引き純減数(▲4,122人)</p> <p>うち社会保険庁改革関連の移行減(政管健保業務の全国健康保険協会への移行減)▲2,000人 ※ 平成20年度の配置転換については、783人の配置転換を実施。</p> <p>[減員の内訳] ・農林統計 ▲566人純減 ・食糧管理 ▲511人純減 ・北海道開発 ▲332人純減 ・社会保険庁▲2,285人純減 ・ハローワーク・労働保険(労災) ▲433人純減 ・登記・供託 ▲344人純減等</p>	<p>①増員数 (6,182人) ②減員数 (▲20,987人) ③差し引き純減数(▲14,805人)</p> <p>うち社会保険庁改革関連の移行減(日本年金機構への移行減) (▲12,280人) その他(▲2,525人) ※ 平成21年度の配置転換については、705人の受入れが内定。</p> <p>[減員の内訳] ・農林統計 ▲540人純減 ・食糧管理 ▲492人純減 ・北海道開発 ▲215人純減 ・社会保険庁 ▲572人純減(日本年金機構への移行減を除く) ・ハローワーク・労働保険(労災) ▲396人純減 ・登記・供託 ▲423人純減等</p>	<p>国の行政機関の定員(332,034人)を平成18年度から22年度までの5年間で18,936人(5.7%)以上純減(「国の行政機関の定員の純減について」)</p> <p>[平成22年度末定員(見込み): 300,818人] (21年度の日本年金機構への移行減▲12,280人を含む。)</p>
				<p>上記純減を図るに当たり、「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」(H18.6.30閣議決定)に基づく配置転換(平成19~22年度までの間に約2,900人)を実施。</p>	<p>[年度末定員数: 330,532人]</p>	<p>[年度末定員数: 328,403人]</p>	
自衛官(防衛省)	<p>○聖域を設けず、教育関係、給食関係、整備関係等の民間委託等を行うことにより、行政機関に準じて純減を行う。(「行政改革の重要方針」)</p> <p>○国の行政機関の定員純減の例に準じて純減をさせるものとする(「行政改革推進法」第44条第2項)</p>	237,106人	<p>純減数 ▲300人</p>	<p>①増員数 (31人) ②減員数 (▲809人) ③差し引き純減数 (▲778人)</p> <p>[減員の内訳] ・教育、給食、整備、補給等の分野の業務の民間委託等により、472人減 ・地方協力本部の援護業務の民間委託及び募集業務の効率化により、237人減 ・自衛隊生徒制度の見直しにより、100人減</p>	<p>①増員数 (14人) ②減員数 (▲779人) ③差し引き純減数(▲765人)</p> <p>[減員の内訳] ・教育、給食、整備、補給等の分野の業務の民間委託等により、590人減 ・地方協力本部の援護業務の民間委託及び募集業務の効率化により、80人減 ・自衛隊生徒制度の見直しにより、109人減</p>	<p>①増員数 (6人) ②減員数 (▲1,866人) ③差し引き純減数(▲1,860人)</p> <p>[減員の内訳] ・教育、給食、整備、補給等の分野の業務の民間委託等により、1,344人減 ・地方協力本部の援護業務の民間委託及び募集業務の効率化により、170人減 ・自衛隊生徒制度の見直しにより、352人減</p>	<p>自衛官の実員(年度末平均人員)23.7万人について、合計8,685人を純減させるほか(注)、防衛医科大学校の独法化による事務官等(17年度末時点で1,065人)の減も合わせると9,750人を純減させる。</p> <p>(注) 自衛官の実員減の効果が23年度以降にずれ込むものを一部含んでいる。また、任期制士の基礎教育期間(約3ヶ月間)中の身分を非自衛官に変更する措置によるものを含んでいる。</p>
			<p>[年度末平均人員: 236,806人]</p>	<p>[年度末平均人員: 236,028人]</p>	<p>[年度末平均人員: 235,263人]</p>	<p>[年度末平均人員: 233,403人]</p>	

衆議院(事務局・法制局)	○国会、裁判所、会計検査院、人事院の職員の定員についても、各機関の特質等に留意しつつ、行政機関に準じた取組を行うよう求める(「行政改革の重要方針」)	1,795人	純減数 ▲21人 [年度末定員数: 1,774人]	① 増員数 (12人) ② 減員数 (▲30人) ③ 差し引き純減数 (▲18人) [減員の内訳] ・ 会議録作成部門の速記者養成所廃止等により10人減 ・ 内部管理部門の自動車運転業務の民間委託により5人減 ・ その他事務の合理化により15人減 [年度末定員数: 1,756人]	① 増員数 (11人) ② 減員数 (▲29人) ③ 差し引き純減数 (▲18人) [減員の内訳] ・ 会議録作成部門の合理化により4人減 ・ 内部管理部門の議員宿舍管理業務等の一部廃止により11人減 ・ 内部管理部門の自動車運転業務の民間委託により5人減 ・ その他事務の合理化により9人減 [年度末定員数: 1,738人]	① 増員数 (9人) ② 減員数 (▲28人) ③ 差し引き純減数 (▲19人) [減員の内訳] ・ 会議録作成部門の合理化により4人減 ・ 内部管理部門の議員宿舍管理業務等の一部廃止により4人減 ・ 内部管理部門の自動車運転業務の民間委託により3人減 ・ その他事務の合理化により17人減 [年度末定員数: 1,719人]	事務局等を効率的かつ機能的な組織とするため、業務の合理化及びアウトソーシング、組織の改編等を進めることにより、平成18年度から22年度までの5年間で、17年度末衆議院定員(1,795人)から95人(5.29%)以上の定員を純減する。 [平成22年度末定員数(見込み): 1,700人]
参議院(事務局・法制局)		1,361人	純減数 ▲9人 [年度末定員数: 1,352人]	① 増員数 (6人) ② 減員数 (▲22人) ③ 差し引き純減数 (▲16人) [減員の内訳] ・ 会議録作成部門の速記者養成所廃止等により7人減 ・ 内部管理部門の庁舎管理業務を民間委託すること等により6人減 ・ 内部管理部門の自動車運転業務を民間委託することにより3人減 ・ その他事務の合理化により6人減 [年度末定員数: 1,336人]	① 増員数 (6人) ② 減員数 (▲22人) ③ 差し引き純減数 (▲16人) [減員の内訳] ・ 会議録作成部門の合理化により3人減 ・ 内部管理部門の自動車運転業務を民間委託すること等により5人減 ・ その他事務の合理化により14人減 [年度末定員数: 1,320人]	① 増員数 (6人) ② 減員数 (▲22人) ③ 差し引き純減数 (▲16人) [減員の内訳] ・ 会議録作成部門の合理化により4人減 ・ 内部管理部門の自動車運転業務を民間委託することにより3人減 ・ その他事務の合理化により15人減 [年度末定員数: 1,304人]	事務局の業務・機構等の全般的な見直しを行って、立法補佐機能の一層の充実を図りつつ、定員を純減し、簡素にして効率的な事務局機構を整備する。 事務局の業務・機構等の全般的な見直しに際しては、合理化、効率化、機械化等をこれまで以上に推し進めるとともに、アウトソーシング、非常勤職員化等を積極的に推進する。 定員の純減については、平成17年度の定員(1,361人)から、5年間で72人(5.29%)以上の定員を純減する。 [平成22年度末定員数(見込み): 1,289人]
国立国会図書館		940人	純減数 ▲6人 [年度末定員数: 934人]	① 増員数 (5人) ② 減員数 (▲16人) ③ 差し引き純減数 (▲11人) [減員の内訳] ・ 業務の合理化、機構の改編等により16人減 [年度末定員数: 923人]	① 増員数 (2人) ② 減員数 (▲17人) ③ 差し引き純減数 (▲15人) [減員の内訳] ・ 業務の外部委託、機構の改編等により17人減 [年度末定員数: 908人]	① 増員数 (6人) ② 減員数 (▲16人) ③ 差し引き純減数 (▲10人) [減員の内訳] ・ 業務の合理化、機構の改編等により16人減 [年度末定員数: 898人]	業務の合理化、アウトソーシング等により、平成17年度末定員(940人)から、平成18年度以降5年間で▲50人(5.32%)の定員を純減する。 [平成22年度末定員数(見込み): 890人]

裁判所		25, 349人	① 増員数 (153人) ② 減員数 (▲75人) [減員の内訳] (司法行政部門を中心に業務の見直しにより75人減, 他に内部振替73人減) [年度末定員数: 25, 427人]	① 増員数 (175人) ② 減員数 (▲100人) [減員の内訳] (司法行政部門を中心に業務の見直しにより100人減, 他に内部振替30人減) [年度末定員数: 25, 502人]	① 増員数 (175人) ② 減員数 (▲100人) [減員の内訳] (司法行政部門を中心に業務の見直しにより100人減, 他に内部振替20人減) [年度末定員数: 25, 577人]	① 増員数 (180人) ② 減員数 (▲102人) [減員の内訳] (司法行政部門を中心に業務の見直しにより102人減, 他に内部振替25人減) [年度末定員数: 25, 655人]	裁判官等の裁判部門の要員確保を図る一方で、それ以外の職員(約1.1万人)について司法行政部門を中心に業務の見直しにより、定員削減(平成21年度分を含め、平成22年度までに152人~202人。ただし、内部振替を含む。)を行う。
会計検査院		1, 293人	純減数 ▲1人 [減員の内訳] ・ 内部管理部門について業務の見直しにより9人減 ・ 検査部門について業務の合理化により16人減 業務の効率化により12人(時限定員分)減 [年度末定員: 1, 292人]	① 増員数 (22人) ② 減員数 (▲37人) ③ 差し引き純減数 (▲15人) [減員の内訳] ・ 内部管理部門について業務の見直しにより9人減 ・ 検査部門について業務の合理化により16人減 業務の効率化により12人(時限定員分)減 [年度末定員数: 1, 277人]	① 増員数 (22人) ② 減員数 (▲25人) ③ 差し引き純減数 (▲3人) [減員の内訳] ・ 内部管理部門について業務の見直しにより6人減 ・ 検査部門について業務の合理化により19人減 [年度末定員数: 1, 274人]	① 増員数 (33人) ② 減員数 (▲27人) [減員の内訳] ・ 内部管理部門について業務の見直しにより6人減 ・ 検査部門について業務の合理化等により21人減 [年度末定員数: 1, 280人]	検査業務量の増大に見合った検査部門の要員確保を図る一方で、内部管理部門(317人)について、定員削減(平成18年度から平成22年度までの間に、32人)を行う。
人事院		699人	純減数 ▲3人 [減員の内訳] I Tの活用等による業務のスリム化等による内部管理業務要員等の減 [年度末定員数: 696人]	① 増員数 (11人) ② 減員数 (▲16人) ③ 差し引き純減数 (▲5人) [減員の内訳] ・ I Tの活用等による業務のスリム化等により5人純減 [年度末定員数: 691人]	① 増員数 (10人) ② 減員数 (▲21人) ③ 差し引き純減数 (▲11人) [減員の内訳] ・ 公平審査局を中心に業務の見直し等により8人純減 ・ その他純減計画とは別に、内閣への事務移管に伴い3人純減 [年度末定員数: 680人]	① 増員数 (6人) ② 減員数 (▲15人) ③ 差し引き純減数 (▲9人) [減員の内訳] ・ 公平審査局をはじめ、業務の見直し等により9人純減 [年度末定員数: 671人]	業務の廃止等(業務の外部委託等、I Tの活用等による業務のスリム化)及び行政ニーズの変化に合わせた業務の見直しにより、平成18年度からの5年間で、35人(平成17年度末定員(699人)の5%)の純減を行う。 [平成22年度末定員数(見込み): 661人]

(注1) 「平成19年度」、「平成20年度」及び「平成21年度」欄に記載の「増員数」「減員数」にはそれぞれ振替増、振替減を含む。

(注2) 上記のほか、裁判官訴追委員会(平成17年度~20年度: 12人、21年度: 11人)及び裁判官弾劾裁判所(平成17年度~20年度: 12人、21年度: 11人)の定員がある。

(注3) 「基本方針2006」において、国家公務員について、「国の行政機関で▲5.7%の定員純減等(2010年度まで)を達成する」としており、また、「定員純減を2011年度まで継続する」としている。

地方公務員の総人件費改革の取組状況 <平成20年度定員管理調査ベース>

	取組概要	平成17年度時点	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成22年度までの純減方針
地方 公務員	<p>○ 地方公務員の総数（304万人）を今後5年間で4.6%以上純減（「新地方行革指針」、「行政改革の重要方針」、「行政改革推進法」）</p> <p>○ 5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減を行う（「基本方針2006」）</p>	<p>[平成17年4月1日現在 総数：3,042,122人]</p>	<p>純減数 ▲43,720人</p> <p>[増減の内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般行政部門 ▲21,732人 ・ 教育部門 ▲13,968人 ・ 警察部門 3,272人 ・ 消防部門 622人 ・ 公営企業等会計部門 ▲11,914人 <p>[平成18年4月1日現在 総数：2,998,402人]</p>	<p>純減数 ▲47,106人</p> <p>[増減の内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般行政部門 ▲23,696人 ・ 教育部門 ▲17,185人 ・ 警察部門 2,598人 ・ 消防部門 571人 ・ 公営企業等会計部門 ▲9,394人 <p>[平成19年4月1日現在 総数：2,951,296人]</p> <p>※2カ年の純減実績 ▲90,826人（▲3.0%）</p>	<p>純減数 ▲51,918人</p> <p>[増減の内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般行政部門 ▲27,418人 ・ 教育部門 ▲17,817人 ・ 警察部門 1,040人 ・ 消防部門 216人 ・ 公営企業等会計部門 ▲7,939人 <p>[平成20年4月1日現在 総数：2,899,378人]</p> <p>※3カ年の純減実績 ▲142,744人（▲4.7%）</p>	<p>地方公務員の総数（平成17年度時点：3,042,122人）について、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の純減を行う。</p>

（注）「基本方針2006」において、「定員純減を2011年度まで継続する」としている。